

令和8年第2回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和8年2月26日(木)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 福田 晴一	委員 本間 正江	委員 川染 誉市
	委員 宮川 淳子	委員 高橋 勇市	
	委員 長谷川 勝久		
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長	
	学校支援課長	教育指導課長	
	学校改築施設管理課長	生涯学習・学校地域連携課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	7号	審査請求に対する裁決について	承認
2	8号	審査請求に対する裁決について	承認
3	9号	審査請求に対する裁決について	承認
4	10号	東京都北区立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則	承認
5	11号	東京都北区立学校設備等使用条例施行規則の一部を改正する規則	承認
6	12号	教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について(令和8年第1回東京都北区議会定例会)(条例関係)	承認
7	13号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項に基づく意見聴取に対する回答について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
8	3号	令和8年度教育振興部の組織改正等について	了承
9	4号	「北区立小・中学校整備方針」(改定案)及び「北区立小・中学校長寿命化計画」(改定案)のパブリックコメント実施結果について	了承
10	5号	北区立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置について	了承

令和8年第2回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和8年2月26日(木) 13:30

福田教育長	<p>それでは、これより令和8年第2回北区教育委員会臨時会を開会いたします。出席委員は定足数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>初めに、日程第1から日程第3については、関連する内容ですので、一括して議題に供したいと思っております。</p> <p>また、本件について、個人情報に関する案件でもあり、同時に意思形成過程にある案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開としたいと思っておりますが、御異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
福田教育長	<p>それでは、会議を非公開とします。</p> <p>【非公開】</p>
福田教育長	<p>それでは、ただいまより会議を公開とします。</p> <p>続いて、日程第4、第10号議案、「東京都北区立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則」です。</p> <p>それでは、生涯学習・学校地域連携課長から説明をお願いします。</p>
生涯学習・学校地域連携課長	<p>生涯学習・学校地域連携課長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
生涯学習・学校地域連携課長	<p>日程第4、第10号議案、「東京都北区立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。</p> <p>少し飛びますが、議案の15ページ、説明欄を御覧ください。</p> <p>今回の改正は、北区施設予約システムの更改に伴い、北区立文化センターの施設使用申請、または使用承認に係る運用の変更及び申請書等の様式を改めるものでございます。</p> <p>それでは、改正箇所について、詳細を御説明を申し上げます。</p> <p>議案17ページ、新旧対照表を御覧ください。</p> <p>第1条の8です。北区立文化センターの管理、申請、減免、還付、取消し等を指定管理者に行わせる場合に、各種様式の東京都北区教育委員会とあるものを指定管理者へ読み替えをする旨、規定するものです。</p> <p>続いて、議案の17ページをお願いいたします。</p> <p>第3条です。第1項では、先ほどと同様に読み替えについて定めております。</p> <p>続いて、18ページから19ページを御覧ください。</p> <p>第3条第2項から第4項では、施設の使用申請に先立ち、新システム導入に伴う抽選による申込みについて規定しています。</p> <p>続いて、19ページ、お願いいたします。</p> <p>第4条です。施設使用の承認及び使用料の納付について整理をしております。第1項では、窓口での手続をする場合を規定し、第2項では、施設予約システムでの手続について規定をしております。</p> <p>続いて、議案の20ページから22ページをお願いいたします。</p> <p>第7条、第8条、第9条第2項及び第3項につきましては、施設予約システムの更改に伴い、様式を整理いたします。それぞれ別に定めている施設と附帯設備に係る様式及</p>

	<p>び提出先が教育委員会と指定管理者に分かれている様式を統合するものです。 引き続き、22ページを御覧ください。 第13条は、実態に即した規則を明示するように改正をするものでございます。 23ページから、最後、43ページまでは、小さくて恐縮ですが、文化センターの使用に係る様式を改めるものでございます。 ページが前後して恐縮ですが、議案の15ページにお戻りください。 付則について御説明いたします。付則第1項、施行期日は、北区施設予約システムの更改に併せ、令和8年3月1日といたします。付則第2項から第4項までは、経過措置を定めるものでございます。 以上、第10号議案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
福田教育長	<p>では、本件についての御質疑、または御意見はございますか。 (質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>特に反対意見等ないようですので、本件については原案どおり承認することに御異議はございませんか。 (異議なし)</p>
福田教育長	<p>異議ないと認め、第10号議案については原案どおり承認することと決定いたします。 続いて、日程第5、第11号議案、「東京都北区立学校設備等使用条例施行規則の一部を改正する規則」です。 引き続き、生涯学習・学校地域連携課長から説明をお願いします。</p>
生涯学習・学校地域連携課長	<p>生涯学習・学校地域連携課長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
生涯学習・学校地域連携課長	<p>引き続き、日程第5、第11号議案、「東京都北区立学校設備等使用条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。 議案13ページ、説明欄を御覧ください。 こちらにつきましても、今回の改正は、北区施設予約システムの更改に伴いまして、学校設備等の使用申請に係る運用の変更及び申請書等の様式を改めるものでございます。 それでは、改正箇所について御説明申し上げます。 15ページ、新旧対照表を御覧ください。 第3条です。こちらは、申請書の名称について、実態に即した名称を明示するよう改正するものです。 続いて、第4条及び第7条第3項です。こちら実態に即した様式の名称を明示するように改正するものとなっております。 続いて、議案17ページから23ページまでを御覧ください。 こちらは、施設予約システムの更改に伴いまして、申請書等の様式を整理するものでございます。 再び議案13ページをお願いいたします。 附則について御説明いたします。付則第1項施行期日は、北区施設予約システムの更改に併せ、令和8年3月1日といたします。付則第2項から第3項は、経過措置を定め</p>

	<p>るものでございます。</p> <p>以上、第11号議案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p>
福田教育長	<p>では、ただいまの件について、御質疑、御意見ございますか。本間委員、お願いします。</p>
本間委員	<p>よく分からないのでお尋ねするんですが、例えば、7ページのところの承認書のところに、学校名がなでしこ小が入っているのは、何か理由があるんでしょうか。</p>
生涯学習・学校地域連携課長	<p>生涯学習・学校地域連携課長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
生涯学習・学校地域連携課長	<p>7ページのなでしこ小と入っているところなんですけれども、なでしこ小については、ほかの学校と少し貸し出しの様式が異なっているというところで、なでしこ小独自の様式となっているものでございます。</p>
本間委員	<p>分かりました。</p>
福田教育長	<p>よろしいですか。</p>
本間委員	<p>はい。</p>
福田教育長	<p>ほかに御質疑、御意見はございますか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>特に反対意見はないようですので、本件について原案どおり承認することに御異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。異議ないと認め、第11号議案については原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>では続いて、日程第6、第12号議案、「教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について(令和8年第1回東京都北区議会定例会)(条例関係)」です。</p> <p>それでは、教育指導課長から説明をお願いします。</p>
教育指導課長	<p>教育長、教育指導課長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
教育指導課長	<p>私からは、日程第6、第12号議案、「教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について(令和8年第1回東京都北区議会定例会)(条例関係)」について御説明申し上げます。</p>

	<p>第12号議案書、3ページ、説明欄を御覧ください。</p> <p>令和8年第1回北区議会定例会に提出される条例改正案につきまして、議案書4ページのとおりでございます。4ページのとおり、区長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見聴取がありましたので、これに教育委員会として異議がない旨を回答するため、本案を提出するものです。</p> <p>議案書4ページでございます。御覧ください。</p> <p>今回の改正が予定されている条例は、記書きのとおり、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。</p> <p>それでは、議案書6ページ、条例改正案の説明欄を御覧ください。</p> <p>本案は、幼稚園管理職員特別手当の週休日以外の日における支給対象時間の拡大に伴う規定整備を行うとともに、文言の整理を行うため、条例の改正を行うものでございます。</p> <p>今回の改正の趣旨としましては、管理職員に係る役割の重要度が増大していることを踏まえ、職務、職責をより重視した給与制度を実現させるため、見直しを行うものでございます。</p> <p>具体的には、幼稚園管理職員の特別勤務手当について、支給対象となる時間帯の現行の午前0時から午前5時までとするというものから、午後10時から午前5時までへと拡大するものでございます。また、管理職特別勤務手当の額について、100分の150を乗ずる対象となる勤務を教育委員会規則で定める旨を定めております。その他、併せて文言の整理も行っております。</p> <p>以上を踏まえ、各改正規定について御説明申し上げます。</p> <p>それでは、議案書8ページ、新旧対照表を御覧ください。</p> <p>第23条の第1項です。本文中の文言について、「勤務する」を「勤務をする」というような表現になるよう整理をしております。</p> <p>続きまして、第23条第2項です。先ほど申し上げました管理職員の特別勤務手当について、支給対象となる時間帯の始まりを週休日以外の日の午前0時から午後10時へと拡大するよう改めるものです。また、第23条第1項と同様に、「勤務をする」という表現になるよう文言整理を行っております。</p> <p>第23条の第3項です。管理職特別勤務手当の額について、100分の150を乗ずる対象となる勤務を教育委員会規則で定める旨を本文で定めております。</p> <p>それでは、議案書6ページにお戻りいただきまして、付則でございます。施行期日です。この条例は令和8年4月1日から施行することをしてしております。</p> <p>以上が、今回の条例改正の趣旨等でございます。</p> <p>この条例改正につきまして、区長から意見聴取がございました。</p> <p>なお、このたびの管理職特別手当に関する条例改正は、教育委員会規則にも一部影響してまいりますので、また別の教育委員会におきまして、規則改正についてお諮りさせていただきたいと思っております。</p> <p>説明は以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。</p>
福田教育長	<p>では、本件についての御質疑、また御意見はございますか。よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することに御異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
福田教育長	<p>異議ないと認め、第12号議案については原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第7、第13号議案、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2</p>

	<p>3条第2項に基づく意見聴取に対する回答について」です。 それでは、教育政策課長から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	教育政策課長です。
福田教育長	お願いします。
教育政策課長	<p>第13号議案の3ページまでお進みをいただきます。 3ページ、説明欄でございます。東京都北区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、4ページにありますとおり、北区議会から、地教行法第23条第2項に基づく意見聴取がございましたので、これに教育委員会として異議がない旨を回答するため、本案を提出するものでございます。 前回、2月2日の本委員会におきまして、区長から、北区議会に付議するに当たっての意見照会がございまして、御審議をお願いしたところでございます。 この職務権限の特例に関する条例の改正に当たりましては、議会は教育委員会の意見を聞かなければならないという規定がございまして、今回は、2月2日と同じ条例改正議案につきまして、北区議会から、法令に基づく意見照会ということで、御審議をお願いするものでございます。 6ページをお願いいたします。 教育に関する事務のうち、文化に関すること（文化財の保護に関することは除きます）につきまして、区長が管理し、執行するための条例改正でございます。 次のページに新旧対照表を掲げてございます。 6ページお戻りいただきまして、中段、附則でございます。条例の施行は令和8年4月1日からとさせていただきます。 私からの説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
福田教育長	では、本件についての御質疑、または御意見はございますか。本間委員、お願いします。
本間委員	1点、確認というよりも教えていただきたいんですが、このスポーツに関することの中には、中学校の部活動の地域展開に関する運動系のほうのことも、こちらの中に含まれるのでしょうか。それとも、それは学校教育の中ということで、別なんでしょうか。
教育政策課長	教育政策課長です。
福田教育長	お願いします。
教育政策課長	文化についてもそうですけれども、これはどうしても区長部局に移管できないものがございます。文化でいいますと、専門の調査、研究、必要な部分というところで、これは教育委員会に留め置くというところでございます。同じようにスポーツにつきましても、スポーツ、統括的には区長部局に移管いたしますけど、学校教育の部分につきましては、引き続き、教育委員会が所管するという仕切りになってございます。
福田教育長	ほかに御意見、御質疑ありますか。よろしいですか。
	(質疑・意見なし)
福田教育長	特に意見ないので、本件について原案どおり承認することに御異議はござい

	<p>ませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
福田教育長	<p>御異議ないと認め、第13号議案については原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、報告案件です。日程第8、報告第3号、「令和8年度教育振興部の組織改正等について」です。</p> <p>教育政策課長から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>教育政策課長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
教育政策課長	<p>それでは、報告第3号でございます。</p> <p>3ページでございます。</p> <p>組織改正に当たっての基本的な考え方というところで、お示しのとおり、考え方を掲げさせていただきました。</p> <p>2の改正の概要のところでございます。学び未来課を廃止し、教育DX推進課を新設する、これが(1)でございます。教育先進都市・北区NEXT STAGEの4つの新基軸の一つ、教育DXを一層推進し、概要にお示しの効果を期待するためのものがございます。なお、児童生徒の推計等、教育環境の調整等の事務、こちらにつきましては、学び未来課から教育政策課に移管をいたします。</p> <p>(2)でございます。こちらはいわゆるコミュニティ・スクールの所掌事務でございます。これまで指導課が所管をしてございましたが、より一層、地域と学校との連携共同、これが求められる中で、地域との連携、それから関係構築につきまして、基盤ですとか、ノウハウ、これを持ちます生涯学習・学校地域連携課に移管をするものがございます。</p> <p>次のページに新旧対照表を掲げてございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p>
福田教育長	<p>では、本件についての御質疑、御意見はございますか。よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>御質疑、御意見がないようですので、ここで本件に関する報告を終了といたします。</p> <p>続いて、日程第9、報告第4号、「「北区立小・中学校整備方針」(改定案)及び「北区立小・中学校長寿命化計画」(改定案)のパブリックコメント実施結果について」です。</p> <p>学校改築施設管理課長から説明をお願いします。</p>
学校改築施設管理課長	<p>教育長、学校改築施設管理課長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
学校改築施設管理課長	<p>報告第4号の3ページの1の要旨、御覧ください。</p> <p>昨年11月の教育委員会におきまして、本方針及び本計画の案を説明をさせていただきました。その後、パブリックコメントを実施しましたので、その結果を報告するとい</p>

	<p>うもでございます。</p> <p>次に、4ページ目の中段、1の(4)意見提出者数を御覧ください。</p> <p>お示しのように、御意見を提出いただいた方は全体で77名、その下、1の(5)にございますとおり、整備方針が計62件、長寿命化計画が計93件、その他が11件、御意見をいただきました。それぞれ子どもからの意見者数や意見件数については、括弧書きでお示しをさせていただいております。</p> <p>その下、2番以降で、提出された意見の要旨と区の考え方について、整備方針、長寿命化計画、その他で分けて記載してございます。比較的多く御意見をいただいた箇所を中心に御説明をさせていただきます。</p> <p>整備方針については、5ページのナンバー3の教室の規模、次のページ、6ページのナンバー7の学校施設の耐久性や安全性、その次のページ、7ページのナンバー12の遊び場の確保、次のページの8ページのナンバー16の階段での移動について、多くの意見をいただいたところでございます。</p> <p>続いて、17ページまでお進みをいただきまして、長寿命化計画でございます。</p> <p>17ページのナンバーの7の工事の長期化、同じページのナンバー10の工事の音、次のページ、18ページのナンバーの12の工事中の校庭利用の制限、これらの御意見は、現に改築・リノベーション事業を実施している学校の児童や保護者からの御意見が多く、計画改定後の進め方だけではなく、現状の対策等についての区の考え方をお示ししております。</p> <p>整備方針と長寿命化計画についての御意見については、それぞれの案の中でお示しできていると考えており、パブリックコメントを修正している箇所はございません。</p> <p>22ページから24ページにかけまして、その他の御意見については、本方針、本計画に直接は関係のない御意見のため、関係部局と共有の上、今後の参考とするとしてございます。</p> <p>最後に、25ページの児童生徒からの感想等を御覧ください。</p> <p>こちらは意見というよりも感想のため、冒頭の意見提出者数や意見総数には含めておりませんが、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>3ページにお戻りいただきまして、4の今後の予定を御覧ください。</p> <p>明日の文教委員会で、パブリックコメントの実施結果を報告後、3月19日にパブリックコメントの実施結果を公表いたします。そして、3月30日の教育委員会の議決を経て改定という流れで進めてまいります。</p> <p>なお、11月の教育委員会で先生方からいただきました御意見で、方針等で不足している文言等につきましては、区議会からの意見等も含めまして検討後、3月30日にお示しいたします方針等へ、反映する予定でございます。</p> <p>私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>福田教育長 では、本件についての御質疑、また御意見はございますか。本間委員、お願いします。</p> <p>本間委員 パブリックコメントのまとめ等ありがとうございます。中身も事前に読ませていただきましたけれども、本当に毎回、各校への御配慮、あるいは様々な御苦勞がしのばれますので、この場をお借りして感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>その中で3点ほど、意見としてなんですけれども、まず、6ページの9番の誰に対しても優しい学校であってほしいというところで、以前にトイレの名称について、誰でもトイレという言葉が誤解を生んでというようなことが、高橋委員のほうから御発言があったかと思うんですけれども、トイレにつける名称ですけれども、今現在、学校でどのようになっているのか、確認をさせていただきたいことに併せて、その後、伺ってから意見を述べたいというふうに思います。それが1点目です。</p> <p>2点目が、20ページ、21番、げた箱が狭くて使いづらいということに対しての御意見ですけれども、今、北区内では一足制の学校もあるというふうに思っています。体育館履き等の利用も含めてだというふうに思いますが、今後、ほかの学校への一足制の</p>
--	--

	<p>波及ということに対してどのようにお考えなのかを聞かせていただいた上で、意見を申し上げます。</p> <p>最後です。24ページの9番のところに、自動調整できる机や椅子が欲しいというのが、自動調整というのはなかなか厳しい問題だと思いますけれども、これに対しては、今、机が少しずつ新しいものから大きなものになってきているというふうに思いますし、プラスチック製なんですか、補助具のようなものが机の前について、広く机が使えるような工夫もあるかと思っておりますけれども、これについても、現状どのようになっているのか教えていただきたいというふうに思います。</p> <p>以上3点、お願いいたします。</p>
福田教育長	<p>3点ありまして、それぞれその後に、本間委員からのコメントもあると思うので、一つずつのほうがいいかなと思っておりますけれども、まず、トイレの名称についてはいかがでしょうか。</p>
学校改築施設管理課長	<p>教育長、学校改築施設管理課長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
学校改築施設管理課長	<p>11月の教育委員会の中でも御質問をいただいた事項でございます。文言の中で整理等させていただいたのは、国では、バリアフリートイレという形で文言は整理しているので、この整備方針の中ではバリアフリートイレということで、一律で書かせていただいております。</p> <p>一方で、学校の中でやはり記載があるのは、多目的トイレというような形で記載がありますので、この辺り、全ての学校について確認を取ったわけではないですが、表記についてもやっぱり統一をすべきだというふうに考えておりますので、この後は検討をさせていただければというふうに思っております。</p> <p>また、次のもよろしいですか。</p>
福田教育長	<p>一回、ここでコメントを。では、トイレの1つ目の質問のところでの今、文言、御説明ありがとうございます。では、本間委員、お願いします。</p>
本間委員	<p>ありがとうございます。私は、誰でもトイレというのは、高橋委員が懸念されていたようなことが起きがちだなというふうに思いますので、この間、順天堂のお医者様とお話をする機会がありましたときに、教育委員の方ですけども、そこではレインボートイレというんでしょうか、レインボーマークに兼ねて名称をつけているというお話をいただきました。</p> <p>ただ、これについては、個人的にはLGBTQをカミングアウトすることにも、そのトイレを使うことによってつながるという意見もあるというふうに聞いていますので、そういうようなことも耳にしておりますので、やはりバリアフリートイレということ为国が推奨していることで、統一していくのがよいのかなというふうに思います。</p> <p>あるいは、各学校で、児童生徒から名称を募るといった手もあるかというふうに思いますけれども、いずれにしろ、誰でもトイレというところから、そろそろ脱却してもいいのかなというふうに思っております。</p> <p>これについては以上です。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。ほかの委員の方々は、よろしいですか。</p> <p>では、2点目のげた箱の件、引き続きよろしいでしょうか。</p>
学校改築施設管理課長	<p>学校改築施設管理課長です。</p>

設管理課長	<p>げた箱についてでございますが、御意見としてあったのは、きれいにしてほしいといった、そのようなお話だったので、こちらについてはそのような、しっかりリノベーションにおいても、学校改築においても、しっかり対応するというお答えをさせていただいたところでございます。</p> <p>また、一足制についての導入について、今後についてということで、現状、田端中学校と飛鳥中学校で、小学校になると都の北も含めて導入をさせていただいております、これらの学校で共通することについてということになると、敷地がかなり狭いといったところもあって、例えば、田端になると8階建てといったところで、飛鳥中についてはリノベーションだったので、なかなか敷地面積というか、校舎の面積等を増やすことができないといったことで、導入をさせていただいたところでございます。</p> <p>一方で、今後、堀船中学校についても一足制を導入するというので、中学校については、衛生面を考えてもこのまま一足制というのは導入、ここで堀中でもう改築する学校自体はなくなってくるんですが、堀中にも導入する予定でございます。</p> <p>一方で、都の北についても、小学生については、やはり履き替えなければ衛生面の話というのがやっぱりありまして、また、長靴なんかも履いてくる児童なんかもありますので、そういった関係で、小学校については、引き続きこの都の北についての実態も検証しながら、改築校について、今後、一足制を導入するかというのを今後も検討していきたいというふうに考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。では、本間委員、よろしいですか。他の委員の方々は。高橋委員、どうぞ。</p>
高橋委員	<p>今、げた箱の件が出たんですけども、私も区内のいろんな小中学校訪問してるんですけども、げた箱のところスリッパを履くときに、バランスを崩すというか、帰るとき、スリッパから革靴に履き替えるときに、いつもバランスが悪くて、できれば椅子があったほうがいいなと思っていました。</p> <p>なので、これは私からの提案として、げた箱のところに椅子を1脚置いていただけるとすごい助かるかなと、毎回、学校訪問したときに、私は思っております。</p> <p>そして、先ほどのバリアフリートイレの件なんですけども、先日、十条富士見中、そして袋小を訪問したんですけども、バリアフリートイレを使用しようとしたところ、施錠されてまして、使用することができませんでした。普通に男子トイレに行けばいいんですけども、ガイドヘルパーさん、女性ということで、なかなか男子トイレまでは入っていくことがちょっと厳しいということでして、それで、バリアフリートイレだったら、トイレの前まで一緒にガイドできるということだったんですけども、実際は鍵がかかっていたということで、使用できなかったということがありました。</p> <p>なので、例えば、事前に訪問するときは施錠、訪問のときはちょっと施錠を外してもらおうと助かるなということを感じました。</p> <p>私からの意見ですけども、以上です。</p>
福田教育長	<p>貴重な意見ありがとうございました。まず、げた箱については椅子の設置、これは色んな地域の方が来たときも、御高齢の方もいらっしゃるの、また学校のほうに周知というか、意見ができればなと思います。</p> <p>2点目のほうのトイレのほうは、やっぱり学校のほうにも意見があったということは伝えたいなと思います。</p> <p>ほかにございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>では、3点目の机・椅子の自動調整について、今後の見通し等々をお願いいたします。</p>

学校支援課長	<p>学校支援課長です。</p> <p>机については、新しいJ I S規格のほうの机に、リノベーションの機会等を使って、学校のほうの要望を聞きながら、順次、入れ替えるようにはしております。それが調整しやすいものかどうかというところについては、しっかり見てないところがあるんですけども、基本的には、新J I S規格のほうに順次入れ替えるようには動いております。</p> <p>以上です。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。本間委員、どうぞ。</p>
本間委員	<p>タブレットの導入によって、机の大きさも少しずつ大きくなっていることはありがたいなというふうには思うんですけども、学校によっては古い机のまま、なかなか入替えが難しいところもあって、要望してもなかなか新しいものに変わっていかないというような声も若干聞いております。その辺りの見直しについてはいかがでしょうか。</p>
学校支援課長	<p>なかなか一斉に取り替えるという、予算的な規模もちょっと大きくなるので、機会を使って入替えというふうにはしているんですけども、基本的に学校支援課等で各校の要望のほうは確認しておりますので、リサイクル等で使えるものがあればといったことも検討しながら進めておりますので、いましばらく様子を見ていただくと助かります。</p> <p>以上です。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。ほかの委員の方々はよろしいですか。宮川委員、どうぞ。</p>
宮川委員	<p>いろいろと施設というか、建物は、やはり年数がたつと、いろいろなところが古くなってまいりますので、いろんな御意見が出るのは当然ということで、それに対していつもこのように丁寧に、そして、いろいろと関係部局と共有しながら、改善をしているところでは、本当ありがたいことだと思います。</p> <p>一つだけ、例えば、24ページに、工事期間中に学校敷地内で工事関係者の方がたばこを吸われていたと確認しましたと。やはりそういうのも、こちらでは一応、今後、工事関係者の方への指導を徹底しますとか、御返答はございますけれども、その辺りは一応確認されたことを受けて、そういうのを工事関係者の方に徹底しましたとか、もうこういうことはありませんとか、そういうはっきりしたことがあると、また心配されている方々には安心につながるのかなと思いますので、全てのところにお返事するのは難しいですが、お返事ができる範囲のところは、していただければいいかなというふうに思います。</p> <p>それに少しつながるんですけども、こういういろいろな不具合とか、廊下がどうだとか、扉が開けづらいたとか、そういうことに関しての調査というか、学校を定期的に訪問されてそういうのをするのか、または、学校からそういうことがあるたびに報告を受けているのかをちょっと知りたいなと思っております。</p>
学校改築施設管理課長	<p>学校改築施設管理課長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
学校改築施設管理課長	<p>先ほどのまずは24ページでございます、工事関係者の喫煙関係についてでございますが、こちらについては、特定の学校といったところで御意見をいただいたわけではないといったところになりますので、工事部門に改めてこちらについて、情報について周知をして、工事事業者の指導を徹底するというのを努めていきたいというふうに思っております。</p>

	<p>また、先ほどの修繕関係といったところになります。学校の運営上、緊急に必要なものについては、都度、御連絡をいただくという形を取っているんですが、施設現況調査とって、夏休みに学校に訪問させていただいて、全ての設備、不具合がある部分について確認をさせていただいています。</p> <p>その中で、学校改築として、優先的に、次年度、修繕をすべきものがどういったものなのかといった予算取りについてこちらの調査をさせていただいて、次年度に対応するものを対応するといった形で対応させていただいております。</p> <p>以上です。</p>
<p>福田教育長</p>	<p>ありがとうございました。そのほかの委員の方々から、御質疑、御意見はいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>福田教育長</p>	<p>では、御質疑、御意見がないようですので、ここで本件に関する報告を終了といたします。</p> <p>続いて、日程第10、報告第5号、「北区立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置について」です。</p> <p>教育指導課長から説明をお願いします。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>教育指導課長です。</p>
<p>福田教育長</p>	<p>お願いします。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>「北区立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置について」御報告いたします。</p> <p>初めに、1の要旨です。</p> <p>北区では、教員の働き方改革について、北区教育ビジョンの重点事業に位置づけ、対応しております。</p> <p>令和7年6月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正、いわゆる改正給特法でございます。これによりまして、教員の業務量の管理及び健康確保に関する措置に関する計画、今後は業務量管理計画と言わせていただきます。この策定が、令和8年4月1日付で施行されることになっておりまして、義務づけられております。</p> <p>本計画でございますが、業務を管理、監視しまして、単に業務量を減らすことだけを目的としたものではございません。教師の心身の健康という教育活動の土台が崩れないようにして、人を守り、学校という組織を持続可能にするための計画と捉えています。</p> <p>このことを踏まえまして、北区立学校における働き方改革推進プラン及び北区教育ビジョン2024に定める取組を北区の業務管理計画として位置づけることを目的として、今回、考え方を整理いたしました。</p> <p>業務量管理計画の考え方は、各学校に大きく影響しますので、3月の校園長会で報告をする予定でございます。</p> <p>それでは、別添のものです。北区立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置の考え方、これを御覧いただきたいと思っております。</p> <p>表紙、1枚おめくりいただきまして、1ページでございます。</p> <p>項番の1でございますが、本考え方の趣旨と目的について述べております。</p> <p>既に御説明させていただいたとおりでございますが、北区教育ビジョン2024の取組をさらに進めることで、教員にとって学校現場をやりがいのある職場にし、教員一人一人が教育先進都市・北区の最前線を担う教師としての矜持を強く持てるようにするこ</p>

とが、学校教育の質的向上と児童生徒の健やかな成長につながっていくものと考えています。

項番2です。下のほうとなります。北区における教員の働き方改革の経過について記させていただきました。ここは記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

項番3の実施する業務量管理・健康確保策についてです。ここでは、北区教育ビジョン2024の重点事業とした働き方改革の具体的な取組をボックスで記載しておりまして、具体的には、令和8年度からは給食費の公会計化や学校徴収金の管理のための集金システム導入をする予定でございます。

ボックスといったのは、下の表形式のものとなります。

また、ここで示しております各項目、一番上に項目という表示がございますけれども、左側の一番上です。各項目は可能な限り、学校と教師の業務の3分類というものが、次ページに示しておりますが、図があります。業務の3分類の19の内容がございます。これに連動しまして示すようにしました。

19の内容でございますが、3ページに示しております。学校以外が担うべき業務、1から5、教師以外が積極的に参画すべき業務、6から13、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務、これ14から19、これらに連動するように示しております。

それでは、4ページでございます。

ここでは、令和11年、西暦2030年となりますが、この令和11年度末までの新たな目標値として、時間外在校等時間に関する目標を設定しています。今回の法改正によりまして、時間外在校等時間を月平均30時間程度にする方針が示されました。

したがって、区でも同様に目標値として設定するとともに、併せて、月平均45時間以上の教員数をゼロにすることも示されておりますので、これも目標値としております。

令和4年度以降の小学校、中学校別、それから各職層別、校長とか、副校長とかですけれども、職層別の月平均時間、45時間以上の月平均人数をお示ししております。現状、月平均30時間程度にする目標値に対しましては、小・中ともに副校長だけが達成できておりませんが、全体的には少しずつ減少してきております。また、月平均45時間以上の教員数はこれも減少傾向であります。目標達成のため、引き続き、働き方改革、働き方改善を進める必要性は感じてございます。

続きまして、5ページでございます。

新たにワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を設定しております。

現在、東京都が都立学校の教員向けにアンケート、これは実施しております。その結果を目標値として設定しています。本区におきましても、同様に令和8年度以降につきましては、区立学校の教員に対して、東京都が実施する同じ内容のアンケートを実施する予定としております。それを評価に使っていきたいと思います。

最後に、今後の予定でございます。毎年、教育委員会で報告させていただいております。東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告におきまして、この進捗管理をするとともに、結果を公表してまいります。また、総合教育会議におきましても、同様に報告を予定してございます。

この計画の大切なこととありますが、教育の質の向上につながる、中教審でも示された働きがいと働きやすさの両立です。各校長には、本計画を踏まえまして、自校の学校経営計画に落とし込んでいただき、この目標達成をお願いする予定です。これを経営計画にきちんと定めて、コミュニティ・スクール、または学校評議委員会で協議事項にする予定です。学校評価につきましてはもちろんなんですが、評価報告も併せてお願いする予定です。

こういった点を十分に踏まえながらも、サービス監督権者として、カリキュラム・オーバーロードとか、ワーク・オーバーロードとか、そういったものを混同しないで、短絡的に教育内容の削減に走らないように、管理職、それから教職員への意識啓発と周知を教育委員会として図ってまいります。

	<p>以上、報告となります。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>福田教育長</p>	<p>御丁寧な御報告ありがとうございました。では、御質疑、御意見はございますか。本間委員、どうぞ。</p>
<p>本間委員</p>	<p>丁寧な説明ありがとうございました。</p> <p>課長がおっしゃることは、ごもっともなことだというふうに思いながら伺いましたけれども、これから新しい学習指導要領の方向性等の中でも、またこのワーク・ライフ・バランスということも、当然、考えられての上でのことではありますけれども、なかなか各学校での独自性をより強めていく中で、授業の質等を落とすことなく、なおかつ、新しい若手の教員の育成等も図らなければいけない、様々な課題については、大きくそんなに減っているという状態ではないと思います。</p> <p>その中で、より具体的などころについては、結局が一番難しい、人と予算というところになるんだと思いますけれども、その辺りのフォローを都や区のほうにより手厚くしていかないと、なかなかこれを具体的に学校経営計画の中に落とし込むといっても、難しい点が多々あるというふうに思います。</p> <p>現在の校長会、役員会等とのやり取りなどもあると思います。今すぐではなくても結構なんですが、具体的に北区として、どのようなことで落とし込んでいけば、これがより推進していかれるんだよという辺りで、その辺りに対するフォローをまた区としてどのようにしていくのかが、私どものところまではなかなか見えてこないもので、その点まで、具体的に分かる範囲で、随時、教えていつていただきたいなというふうに思います。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>福田教育長</p>	<p>御意見ありがとうございました。ほかの委員の方々はいかがですか。よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>福田教育長</p>	<p>では、特にほかに御質疑、御意見ないようですので、ここで本件に関する報告を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>これをもちまして令和8年第2回教育委員会臨時会を閉会いたします。ありがとうございます。</p>